

軽井沢町議会情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、町民の知る権利を保障するとともに、情報の公開を請求する権利について定めることにより議会の保有する情報の公開を図り、もって議会の有する諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の議会への理解と信頼を深め町政参加を促進し、公正で透明な議会運営を図るとともに、広く開かれた議会の実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 議員及び議会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、写真、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、組織上用いるものとして議会において現に管理保有するものをいう。
- (2) 公開 議会の情報を閲覧に供し、又は情報の写しを交付することをいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、この条例の解釈、運用に当たっては、情報の公開を請求する者の知る権利を十分に尊重しなければならない。また、個人及び法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 議会は、情報の公開に合わせ、議会に関する正確でわかりやすい情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第4条 情報の公開を請求する者は、この条例により保障された権利を正当に行使しなければならない。

2 情報の公開を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(情報の公開を請求できる者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより議長に対して、議会の保有する情報の公開を請求することができる。

(非公開とすることができる情報)

第6条 議会は、次の各号のいずれかに該当する情報については、当該情報を非公開とすることができる。

- (1) 法令の規定により、公開することができないとされている情報
- (2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報は除く。

- ア 法令の規定により何人も閲覧できるとされている情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令の規定による許可、免許、届出等に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報
- (3) 法人、その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等に不利益を与えることが明らかであると認められるもの。ただし、次に掲げる情報は除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、個人の生命、身体、健康、財産及び生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法、又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある重大な侵害から個人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ その他公開することが公益上必要であると認められる情報
- (4) 行政運営に関する情報で、次に掲げるもの
- ア 町と国、他の地方公共団体又は公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく損なうおそれのあるもの
 - イ 町の機関内部若しくは機関相互間又は町と国等との間における審議、検討等の意思形成過程における情報で、公開することにより公正、又は適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれのあるもの。ただし、事実に関するものは除く。
- (5) 前各号のいずれかに該当する情報が記録されている情報であっても、期間の経過により、当該情報を非公開とする理由がなくなった場合は当該情報を公開することができる。

(情報公開の請求手続き)

第7条 情報の公開を請求しようとするものは、議長に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 公開の請求をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 情報の名称、その他公開請求に係る情報を特定するに足りる事項
- (3) その他議会の定める事項

(情報公開の請求に対する決定等)

第8条 議長は、公開の請求があつたときは、当該請求を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る情報の公開の可否について決定しなければならない。ただし、やむをえない理由により、当該期間中に決定を行うことができない場合は、当該請求を受理した日から起算して30日を限度として、決定期間を延長することができる。

- 2 前項の決定及び決定期間を延長したときは、請求者に対し、その旨を速やかに書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、情報の公開をしないことに決定した場合は、その通知書にその理由を付記しなければならない。
- 4 第1項の決定をする場合において、当該情報に議会以外の第三者の情報が記録されているときは、あらかじめ第三者から公開の可否等について意見を聞くことができる。

(情報公開の方法)

第9条 議長は、情報の公開をすることと決定したときは、速やかに、当該情報の公開をしなければならない。

- 2 議長は、情報の原本を公開することにより、当該情報が汚損、又は破損されるおそれがあると認めるとき、その他合理的な理由があると認めるときは、当該情報の写しにより公開することができる。
- 3 情報の公開は、議長が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。

(費用の負担)

第10条 情報の公開に係る手数料は無料とする。

- 2 この条例の規定による情報の写しの作成又は送付に係る費用は、請求者の負担とする。

(審査請求等)

第11条 この条例による情報の公開に対する決定について不服のある者は、議長に対して当該処分があったことを知った日から起算して3月以内に、文書で審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求があった場合、議長は、遅延なく議会運営委員会の議を経て当該審査請求についての決定をし、通知しなければならない。

(情報の目録)

第12条 議会は、情報の公開の用に供するため、情報の目録を作成するものとする。

(実施状況の公表)

第13条 議会は、毎年、この条例の規定による情報の公開の実施状況について一般に公表するものとする。

(委任)

第14条 この条例に規定する議会の権限の行使は、議長がこれを行うものとする。

- 2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例は、平成11年5月1日以降に作成し、又は取得した情報から適用する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。